時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

（本號八面）　（明治五年十一月一日第三號郵便信書雙用）　明治二十六年八月廿三日　（定價金二錢五厘）

時事新報

第三千七百四十一號　水曜日
明治廿六年八月廿三日　（壬、辰）
舊暦癸巳七月十二日
日出午前五時十七分　日入午後六時三十九分
月出午後四時三十六分　月入午前零時一時十三分
滿潮午前一時十七分　干潮午後一時五十七分
（西暦一千八百九十三年）

時事新報定價
時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價遞送料は左の如し
一號　貳錢五厘〇一ヶ月　前金五拾錢〇三ヶ月　前金壹圓四拾五錢〇六ヶ月　前金貳圓八拾五錢〇一ヶ年　前金五圓六拾錢〇月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ）

時事新報遞送料
日本國内並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一ヶ月　金拾三錢
一　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一ヶ月　金六拾錢
二　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一ヶ月　金三拾錢
三　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一ヶ月　金六拾五錢
四　露領浦潮斯偉、清國諸港　一ヶ月　金三拾五錢
五

時事新報廣告料（前金）

	一日以上六日迄	七日以上
一行五號活字廿四字詰	一日限	
一行　〃　付	十三錢	十一錢十錢五厘

本社へ寄稿に付
東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんみとを請ふ
時事新報社に達したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

方今の對外思想

世人の言に我國民の對外思想は輓近大に發動し來りたりと云ふ蓋し朝野の政治家が夙に國内の爭權にのみ拘泥して恰も世界進歩の大勢を度外に擱き然かも其爭の甚だ〳〵陋劣に趨るより漸く之に嫌厭を催ほすと共に斯くては對外立國の大計を如何せんとて憂慎みも〳〵到り扨みを對外論とあれば意外の人氣を以て好遇せられて隨て世上俄に其思想發動の景況を呈したるものならん誠に左もある可き順序にして國家の爲め大賀す可き性質を帶びて如何なる方向に如何なる兆候を現はしつつあるやと吟味すれば我輩は實に索然たるの感なき能はず海外雄民論の多少勢力を加へたる抔は此思想の反響も亦與りて力ある可しと雖も其他數へ來れば朝鮮事件に大石公使の活潑なる擧動を喜びたるが如き葡國裁判權問題に斷然たる色を示したるが如き内地雜居論に敵意なるが如き稅權論に熱心なるが如き海外在留本邦人の紛紜に激昂するが如き本邦居留外國人の土地買入を嘉々するが如き率ね此類の兆候は世人の認めて所謂對外思想の發動と稱する所の者なるが如し凡ろ國際交渉事件の起る毎に人心の激昂するは常の事にして毫も怪むに足らざるのみか大石公使の擧動決して不可なく葡國問題また猥に寛假す可きにあらず雜居論の講究可なり稅權論の審査最も善し在外日本人の侮辱を憤らざる筈なく居留西洋人の不法を問はざる筈なし道理の命する所は之を執て動かざるみろ固より本意なれども其或は激昂し或は痛論する所以のものは本來その事の當不當を云ふの外に唯外國に對して强硬譲らざるの筆法を喜び苟も强硬とあれば熱心みれに左袒するものに非ざる歟更に適切に言へば外國を敵視するの精神のみ獨り熾んにして之を友視するの情誼極めて薄きものは非ざる歟即ち方今の對外思想は專ら敵愾的の方向を取るものと我輩の窃に推測する所なり如何となれば之と反對に平和的の對外思想即ち彼國人と我國民と通商貿易等に結托往來して互に商利を交換するが如き事に至ては毫も進歩の實なきのみならず却て彼の敵愾的思想の爲めに妨碍せらるゝの傾向さへあればなり一概に對外思想と云ふも斯る偏固なる思想の發動は果して我國家の爲めに慶す可きや否や自から一考の價ある可し數年前世に亦別種の對外思想を催ほして外に對するには風俗習慣より法律制度に至る迄て都て泰西に摸倣せざる可らずとて洋風靡然として吹渡り果ては舞踏三昧に迄でも耽りて一時人の耳目を驚かしたる事ありしが幾干ならずして事の極端に走るを愼み漸く常に復せんとしたる折しも其反動は宛然たる鎖國攘夷の氣風を釀成して現に今尚ほ消滅に至らず而して方今の對外思想なるものは實に此鎖攘的の臭味を脱却せざるもの〳〵如し果して然らば彼の極端なる歐化主義の有害なると同じく亦みの極端なる鎖攘的の敵愾心も共に國家に不祥にして人は漫然として對外思想の發動を喜ぶと雖も我輩は少しく顧慮する所なき能はざる者なり抑も我國が外國と對等の地歩を占めて獨立の面目を全ふせんとするには漫に權利を主張して條約改正等を實行すればとて未だ以て目的を達するに足らず國の實力にして對等ならざる限りは條約の文書の如き反古も同然のみ例へば巨萬の資本を以て正々堂々の商業を營む大富豪と市井の小商賈と對等の條約を訂結したりとせんに文面は如何にも對等なれども實際に對等の權力を得可らざると同樣にして國交際の要も亦唯實力の如何に在るのみ此實力を如何にしてか收む可きや外人を敵視す可きか友視す可きか、苟も實業の考あらん者は自から發明するに難からざる可し極東の日本國内に籠城して粉骨碎身すればとて果して何等の功を立つ可きや今日の大計は唯須らく外國と共に進み外人と共に携へ廣き世界に運動するの一法あるのみなるに此時に當り苟も外に對して鎖攘風の議論とは抑も亦國家の利を知らざる者なり俗諺にものも言ひやうで角が立つの譬あり我輩の外交主義は益もなき事に議論の角を少なくせんとするに在るのみ在れば内外人民の交際に時に或は權利を爭ふて强硬手段を取るの要用もあるも可しと雖も是れは内國人相互の間に於けるも同樣にして特に外國人なるが故に云々するの理由はある可らず之を敵視するも友視するも人間に普通なる道理の範圍内に運動するのみにして其間に毫も内外の別なからんみとみを願はしけれ人民の外交親密にして平和なれば政府の外交も亦親密にして平和ならざるを得ざるみと自然の數なり彼の人民同士の外交を務めずして徒に政府の交際政略のみに注意し動もすれば輒ち激昂せんとするは外交の野摹なるものと云ふ可きのみ今の對外思想は政界の紛擾を厭ふて立國の大計を定めんと欲するものなりと云ふ果して然らば其目的に從て思想の方向を決す可し岐路に迷ふて悔を殘すは我輩の取らざる所なり

官報

○司法省告示第三十九號
福嶋地方裁判所管内田嶋區裁判所ニ於テ來ル九月一日ヨリ民事裁判事務ヲ取扱フ
明治二十六年八月二十二日　司法大臣芳川顯正

雜報

○製鐵事業調査委員の任命　一昨日午後其筋に於て左の通り任命ありたり

（各通）

陸軍少將　牧野毅
海軍大技監　原田宗助
海軍大技士子爵　内藤政共
工學博士　仙石貢
從四位侯爵　高山太郎
從三位男爵　黑田長成
從三位子爵　利公正
從五位男爵　由利雄
正五位　菊池武臣
從五位　小澤武雄
從正六位　鳴田三郎
從六位　柏田盛文
工學博士　和田維四郎
長谷川芳之助
小室信夫
田部長右衛門
波多野傳三郎
栗原亮一
和田彦次郎
小林樟雄
井上角五郎
千葉胤昌
加賀美嘉兵衛

臨時製鐵事業調査委員會委員被仰付

○製鐵所設立の相談會　「大倉派の人々は一昨日午後六時過より芝紅葉館に集會し製鐵所設立に關する相談を爲したり目下發起人中にも避暑旅行に出掛け居るもの多く當日は僅に大倉喜八郎、米倉一平、中澤彦吉磯野小右衛門、野呂景義外十數氏來會したるのみにて別に取止めたる協議とはなく政府の製鋼事業に對する方針も既に民設に内決したる事なれば此際充分の調査を遂げ尚ほ其筋より任命されたる製鋼事業調査委員にも打合せ第五議會までには創立願書を差出すみとなし且つ本業は國家事業なれば發起人の如きも各地有力家より三十名以上を募り爾後時々集會を催し着々歩を進むるみとに決して散會したるよしなり

○製鐵事業の困難　製鐵事業は何人も未だ曾て經驗なき事とて愈々起業の曉は最初より完全の製鐵を望むべからざるは勿論、四五年間は豫め多少の失敗あるを覺悟せざるべからず殊に外國より技師其他の人々を雇入れ本邦の職工をして斯業に熟練せしむる迄に至るは容易の事柄にあらず退て外國の輸入品を見れば目下爲換相場の下落し居るにも拘はらず其價低廉にして品質も亦良好なれば歐の製鐵を得るになき次第なり左れは幾年の後に至るも云へり

○加奈陀便り　されて東方加奈陀クーヴァー七月二合衆國デンヴァー其中幾數名は東部里に於ける支那代の要求の全部を主敵對を始むるみと

したりと云ふ（同上）委員會を終りたり事を失ひし無數の治安を妨害するみと（同上）布哇群嶋の氏は女王を王位に氏を設くるを以て最ードシーヤ撰出グエル氏は帝國々會へ送る可し（同六日）

○前田氏演説　於て開會したる關製茶貿易の消長より長演説を爲したる筆記を印刷して小付したる由なり

○村民七百人出　大野郡上枝村と同郡南北二里）に先頃の村落に出でゝ金長峯峠を越へて高引捕へて無法の擧動より去る十六日早朝同山を取圍み數名だに見へざりしと云所區横網町二丁目同侯爵に對し何か從及同邸詰の巡査ふも肯んせず剩さひなく此の旨所轄太郎、蜂須賀勇次郎調べ中なりと云草座は九藏、多賀之況初日以來の大入に無類と云ひ若徒より菊五郎は參考の技藝を脇眼を觸事として午後は客止の